

○公益財団法人横須賀市産業振興財団 スタートアップオーディション実施規程

平成 28 年 4 月 1 日

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

(総則)

第 1 条 横須賀市の経済活性化を図るために行う、スタートアップオーディションの実施及び奨励金の交付については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新事業 新規性が認められる製品の製造販売又はサービスの提供
- (2) 新事業の実施 研究・開発・試作という準備に着手した段階では足りず、製品の販売活動又はサービスの提供活動を、スタートアップオーディションを実施した当該年度（以下、「当該年度」という。）の実施分として第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事業計画書に記載した内容を実施したこと

(応募者)

第 3 条 スタートアップオーディションに応募することができる者（以下、「応募者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度の末日までに横須賀市内で創業している個人若しくは法人又は当該年度の末日までに横須賀市内に事業所を開設している個人若しくは法人
 - (2) 当該年度の末日までに新事業を実施しようとする者
 - (3) スタートアップオーディションの入賞者を選定する日に事業計画書に記載の内容を公表できる者
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程に基づき前回実施したスタートアップオーディションの奨励金の交付を受けた者は、前回応募した事業の内容と同一又は類似する事業で応募することができない。

(応募方法)

第4条 応募者は、スタートアップオーディション応募申込書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて公益財団法人横須賀市産業振興財団理事長(以下、「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 法人その他の団体にあつては、役員の名、名前のふりがな、住所及び生年月日を記載した一覧表
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画・資金計画

2 応募者のうち、既に横須賀市内で創業している個人若しくは法人又は既に横須賀市内に事業所を開業している個人若しくは法人にあつては、前項に規定する応募申込書の提出に際し、同項に規定する添付書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、応募時に書類の準備が整わない者については、この限りでない。

- (1) 所得税に係る個人事業の開業等届出書の写し若しくは法人税に係る法人設立届出書の写し又は事業の実施を証する書類
- (2) 事業を行うに当たって許認可等を要する場合にあつては、当該許認可等を証する書類の写し
- (3) 理事長は、その他必要に応じて、事業の実施を証する書類の提供を求めることができる

(審査会)

第5条 理事長は、奨励金の交付対象者「(以下、「入賞者」という。)を選定するため、スタートアップオーディション審査会(以下、「審査会」という。)を設置し、必要な審査を行う。

- 2 審査会は、審査員7人以内をもって組織する。
- 3 審査員は、創業、企業経営等に関し専門的知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。
- 4 審査員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事長は、第4条第1項に規定する応募申込書の提出を受けたときは、審査を行うため当該応募申込書を審査会の審査員に送付する。

- 7 審査会の会議は、理事長が招集する。
- 8 審査会は、審査員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 9 審査会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 10 理事長は、審査員の中から会長1名を選任する。
- 11 会長は、審査会を代表し、その業務を総理する。

(入賞者の選定)

第6条 理事長は、審査会の意見を踏まえ、入賞者の選定を行う。

- 2 理事長は、前項の選定を終えたときは、速やかに結果を応募者に通知するものとする。

(奨励金の交付等)

第7条 理事長は、入賞者のうち、第4条第1項に規定する応募申込書等に記載した事業を実施したと認められる者に対し、予算の範囲内において30万円の奨励金を交付することができる。

- 2 前項の場合において、予算の範囲内において、審査会の意見を踏まえ、理事長は前項に規定する奨励金の額に170万円を限度として増額することができる。
- 3 入賞者が、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金を交付しない。
 - (1) 当該年度末までに、新事業の実施が認められない者
 - (2) 所得税に係る個人事業の開廃業等届出書若しくは法人税に係る法人設立届出書の提出又は事業の実施を証する書類を提供していない者
 - (3) 横須賀市に納付すべき税を滞納している者
 - (4) 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員である者
 - (5) 法人その他の団体にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人若しくは団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者
- 4 理事長は、入賞者であつて第4条第2項ただし書に規定する者に対し、同項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

5 入賞者は、奨励金の交付を受けようとする前に、理事長による新事業の進捗確認の対応を行うものとする。

6 奨励金の交付期限は入賞者選定後の翌年4月15日までとする。

(その他の事項)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。